

議案第34号

さいたま市事務分掌条例の一部を改正する条例の制定について
さいたま市事務分掌条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成26年2月7日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市事務分掌条例の一部を改正する条例

さいたま市事務分掌条例（平成14年さいたま市条例第74号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(局等の設置) 第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次に掲げる局等を設けるものとする。 [略] <u>都市戦略本部</u> [略]	(局等の設置) 第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次に掲げる局等を設けるものとする。 [略] <u>行財政改革推進本部</u> [略]
(分掌事務) 第2条 前条の局等の分掌事務は、次のとおりとする。 [略] <u>都市戦略本部</u> <u>(1) 戦略的な都市経営に係る企画立案及び総合調整に関すること。</u> <u>(2) 行財政改革の推進に関すること。</u> [略]	(分掌事務) 第2条 前条の局等の分掌事務は、次のとおりとする。 [略] <u>行財政改革推進本部</u> <u>(1) 行財政改革に関すること。</u> <u>(2) 行政評価に関すること。</u> <u>(3) 外郭団体の改革に関すること。</u> [略]

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。